

令和6年7月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 令和6年7月31日(水) 9時00分から10時00分まで

2. 会 場 : 白杵市役所 白杵庁舎1階 大会議室

3. 出席委員 : 教育長 安東 雅幸
教育長職務代理者 神田 岳委
委 員 佐藤 雄一
委 員 木本 邦治

4. 出席職員 : 教育次長兼教育総務課長 佐藤 忠久
学校教育課長 新名 敦
社会教育課長 川辺 宏一郎
学校教育課総括課長代理 高田 教一
学校教育課課長代理 武野 功
社会教育課課長代理 若林 ミエ
文化・文化財課総括課長代理 東 貴則
文化・文化財課主幹 小中 有子
教育総務課総括課長代理 田中 寛美
教育総務課主任 佐藤 祥次

5. 傍聴人 : なし

1. 開会宣言

(事務局)

本日の出席者の報告を行います。本日出席者4名、欠席者1名で出席者が過半数に達しましたので、白杵市教育委員会会議規則第3条の規定により、本会は成立となりました。以上報告いたします。

(教育長)

これより白杵市教育委員会、令和6年7月定例会を開会いたします。

本日の委員会の会期は、本日限りいたします。次に、会議録署名委員に木本委員と神田教育長職務代理者の2名を指名いたします。

今回の日程のうち、非公開とするのは「3. 協議事項」のうち、報告第15号「専決処分の承認を求めることについて(教職員(小・中学校)の内申について)」、第32号議案「令和7年度使用小・中学校教科用図書の採択について」、第33号議案「臼杵市公民館条例の一部改正について」、「4. 教育施策に係る報告」のうち、「令和6年度大分県学力定着状況調査について」を非公開としたいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」に基づき、採決を行います。これに賛成の委員は挙手願います。

(委員 挙手あり)

(教育長)

全会一致で非公開といたします。

2. 教育長報告

(教育長)

続きまして、「2. 教育長報告」を行います。別紙の令和6年度7月行事予定表をご覧ください。

1日・4日・5日、教育委員会の学校訪問を行いました。野津ブロックと北ブロックの10校行いました。

2日、定例校長・所長会を行いました。

6日、臼杵市ナイターソフトボール大会の開会式を開催しました。

8日、臼杵市スポーツ協会の理事会及び18日の臼杵スポーツ協会総会につきましては、急遽、書面決議にて行うこととなりました。

9日、定例記者会見を行いました。

9日・10日、部落解放同盟支部長面談は延期をさせていただきました。

11日、政策監会議が行われました。

12日、教頭研修会が行われました。また、臼杵祇園まつりの曳出が行われました。

14日、臼杵市社会を明るくする運動の街頭啓発及び臼杵祇園まつりの渡御が行われました。渡御に関しては、大雨の中での開催ではありましたが、開催しました。

16日、情報連絡会議が行われました。また、いずみ会(女性管理職の会)が来訪されました。

19日、1学期の終業式を終え、20日から夏休みとなっております。

20日、還御が行われました。14日の渡御とは異なり、日差しが強い暑さの中での開催となりました。

21日、山内流開所式を行いました。新聞報道では46名の参加となっておりますが、人数が少しずつ増加し、現在は約50名程度となっております。海洋科学高校のプールで上級生、海辺小学校のプールで初心者が毎日13時30分から15時30分まで行われております。暑い中頑張ってい

ただいているので、少しでも顔を出したいと思っております。8月2日に山内流の遠泳大会を開催予定であります。

22日・23日、北部九州インターハイが開催される関係により、例年より少し早く中体連の県大会が開催されました。軟式野球、ソフトテニス、柔道、陸上等の激励に伺いました。

23日、事務局連絡会議が行われました。

24日、中学校の教科用図書選定委員会を開催しました。

25日、緑化推進協議会、総括安全衛生委員会、スポーツ協会の表彰式を行いました。

26日、第2回臼杵市公立学校のあり方検討委員会を開催しました。8月末に第3回臼杵市公立学校のあり方検討委員会を開催する予定であります。

29日、臼杵市人材育成市民連携会議の要望書を大分県教育長に提出をしました。臼杵高校と海洋科学高校の教育環境の整備等のお願いをしました。

29日・30日、9月補正予算の確認を行いました。

30日、定例課長会が行われました。また九州大会、全国大会の出場報告会が開催されました。運動部活動は陸上が2名、柔道が1名、卓球が1名の4名が九州大会に出場します。文化部活動では、西中学校の合唱部が県大会で金賞を受賞し、9月に行われる九州大会に出場します。

31日、定例教育委員会となります。

以上で教育長報告を終了しますが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。これをもって教育長報告を終わります。

3. 協議事項

(教育長)

それでは、「3. 協議事項」に移ります。

〈非公開〉

(教育長)

続きまして、第34号議案「臼杵市学校給食センター条例の一部改正に伴う教育委員会規則の整備について」の説明を学校教育課からお願いします。

(学校教育課長)

第34号議案「臼杵市学校給食センター条例の一部改正に伴う教育委員会規則の整備につい

て」の説明を行います。臼杵市学校給食センター条例の一部改正に伴う教育委員会規則の整備について、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求めるものです。この規則につきましては、令和6年8月1日より施行することになっております。理由につきましては、臼杵市学校給食センター条例の一部改正に伴い、関係する教育委員会規則の一部改正を行う必要があるためであります。資料11ページをご覧ください。令和6年8月1日の臼杵市野津学校給食センターの閉鎖に伴い、臼杵市学校給食センター条例の一部を改正することについて、令和6年の臼杵市議会6月定例会(令和6年6月28日)にて可決されたことから、関係する教育委員会規則の整備をおこなうものであります。資料12ページをご覧ください。右側が現行、左側が改正後の案ということになっております。赤文字で記載している箇所をご覧くださいと変化がわかるかと思えます。第2条記載の「条例第2条の表に掲げる学校給食センター」を「条例第1条に定める臼杵市学校給食センター」に変更したいと考えております。第3条につきましては、削除いたします。13ページをご覧ください。第2条第4項記載の表中に「臼杵市臼杵学校給食センター、臼杵市野津学校給食センター」を「臼杵市学校給食センター」に統一いたします。資料17ページ下段をご覧ください。「臼杵市野津学校給食センター所長」と記載している箇所を削除いたします。以上で説明を終わります。

(教育長)

第34号議案「臼杵市学校給食センター条例の一部改正に伴う教育委員会規則の整備について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第34号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第35号議案「臼杵市教育委員会文書取扱規程の一部改正について」の説明を課からお願いします。

(学校教育課長)

第35号議案「臼杵市教育委員会文書取扱規程の一部改正について」の説明を行います。臼杵市教育委員会文書取扱規程の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求めるものです。この訓令は令和6年8月1日からの施行となります。理由につきましては、臼杵市学校給食センター条例の一部改正に伴い、既定の一部改正を行う必要があるためです。文書を取扱う際に、番号を記入して文書を発送いたします。その際に「臼教委給臼」と記載しておりましたが、今後は「臼教委給」に改めるものです。また、野津学校給食センターで使用していた「臼教委給野」を削除いたします。資料20ページをご覧ください。新旧対照表を記載しております。以上で説明を終わります。

(教育長)

第35号議案「白杵市教育委員会文書取扱規程の一部改正について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第35号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第36号議案「白杵市学校給食センター条例の一部改正に伴う教育委員会告示の整備について」の説明を学校教育課からお願いします。

(学校教育課長)

第36号議案「白杵市学校給食センター条例の一部改正に伴う教育委員会告示の整備について」の説明を行います。白杵市学校給食センター条例の一部改正に伴う教育委員会告示の整備について、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第6号の規定に基づき、議決を求めるものです。これにつきましては、白杵市学校給食センター統合計画策定委員会設置要綱の廃止と白杵市学校給食センター学校給食会計取扱要項の変更になります。資料22ページをご覧ください。学校給食費納入通知書兼領収書が記載されていますが、上段が改正後(案)、下段が現行となっております。現行記載の納入場所欄に「野津庁舎市民生活推進課」、「野津学校給食センター」、「大分県農協野津支店」、「白杵学校給食センター」の4つが記載されておりますが、「野津庁舎市民生活推進課」、「白杵市学校給食センター」の2つに変更するものであります。資料23ページ記載の学校給食費未納額通知書兼領収書も同様の変更となります。資料24ページをご覧ください。学校給食費滞納督促についての文章下段に「白杵学校給食センター、野津学校給食センター」と併記されておりましたが、「白杵市学校給食センター」に統一するものであります。以上で説明を終わります。

(教育長)

第36号議案「白杵市学校給食センター条例の一部改正に伴う教育委員会告示の整備について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(木本委員)

確認になるのですが、給食費の納入方法に変更はないという認識でよろしいでしょうか。

(学校教育課長)

納入先の変更はありますが、納入方法に変更はありません。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第36号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第37号議案「有形文化財の市指定について」の説明を文化・文化財課からお願いします。

(文化・文化財課総括課長代理)

第37号議案「有形文化財の市指定について」の説明を行います。本日、課長が出張で不在のため、代わりに説明させていただきます。議案9ページをご覧ください。有形文化財を市指定とすることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものです。臼杵市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、下記記載の3つの文化財を新たに市指定有形文化財として指定するものであります。番号1の「稲葉家旧蔵中世典籍資料」になります。臼杵市が所有しており、別紙リストの30件を追加指定するものであります。番号2の「臨濟禅師像」は見星寺が所有しており、現在は九州国立博物館に寄託されているものであります。番号3の「慧可断臂図」も見星寺が所有しております。理由につきましては、番号1の「稲葉家旧蔵中世典籍資料」については、3つの点が挙げられます。1つ目は、稲葉氏の美濃在国時代に遡るとされる資料群の存在で、曲直瀬道三の筆と知られる一連の医書の中には、一鉄に授与することを明記したものも含まれている点であります。2つ目は、和歌・連歌書の古写本の一群の存在です。この中には、初代貞道の名を奥書に記すものもあり、当時の武家の嗜みであった和歌や連歌における当代稲葉家藩主の関心の在処を示すものとみられる点です。3つ目は、美術・工芸的な意味において貴重と思われる典籍群の存在です。江戸時代前期から中期にかけて制作された通称を「奈良絵本」と呼ばれるものや、豪華な挿絵などはないものの、婚礼調度として準備されたと思われる通称「嫁入り本」が伝来している点です。番号2「臨濟禅師像」については、狩野元信の元信印が押印されていることが貴重であり、また、臨濟宗大徳寺七十六世住持古岳宗旦の賛が記されています。番号3「慧可断臂図」については、江戸時代中期頃に活躍した白隠慧鶴により墨画で18世紀の成立であることが確認されています。資料25ページに記載しておりますが、この3件の市指定については、令和6年5月22日開催の令和6年度第1回臼杵市文化財調査委員会において諮問し、市指定への了承を受けておりますことを申し添えさせていただきます。以上で説明を終わります。

(教育長)

第37号議案「有形文化財の市指定について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょ

うか。

(木本委員)

稲葉家旧蔵中世典籍資料の中に豪華本とされる「うつぼ物語」等があります。現在の白杵市歴史資料館では展示できない環境となっております。そのため、このような物については、DVDで見ていただくようになっております。他の典籍に関しても、市民の方々に公開できると良いと思うのですが、なかなか難しい部分がありますので、公開方法については考えたいと思います。医学関係の典籍については、稲葉家の美濃在国時代における文化があることに加え、大友家と臨済宗大徳寺は親密な関係があったとされていますので、大友家との関係の中から由来したものもあると考えられるので、白杵市だけでなく大分県としての文化財の意味があるのではないかと思います。

(教育長)

ご意見ありがとうございます。このような貴重な資料を白杵市が所有しているので、少しずつ市指定に登録していくことも良いのではないかと考えております。その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第37号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第38号議案「白杵市歴史資料館運営委員会委員の委嘱又は任命について」の説明を文化・文化財課からお願いします。

(文化・文化財課総括課長代理)

第38号議案「白杵市歴史資料館運営委員会委員の委嘱又は任命について」の説明を行います。「白杵市歴史資料館運営委員会委員の委嘱又は任命することについて、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に基づき議決を求めるものです。任期満了の伴い、白杵市歴史資料館運営委員会設置要綱第3条の規定に基づき、令和6年8月1日付で下記の者に委嘱又は任命を行います。委員の名簿については、下記のとおりとなっております。全10名のうち、3名が新任となっております。任期につきましては、令和6年8月1日～令和8年7月31日までの2年間となっております。理由につきましては、白杵市歴史資料館運営委員会設置要綱による委員を委嘱又は任命し、運営委員会を開催する必要性が生じたためであります。以上で説明を終わります。

(教育長)

第38号議案「臼杵市歴史資料館運営委員会委員の委嘱又は任命について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第38号議案については承認という形で進めさせていただきます。

4. 教育施策に係る報告

(教育長)

これより、「4. 教育施策に係る報告について」に移ります。

〈非公開〉

(教育長)

その他教育施策に関することについて、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、教育施策については終わりたいと思います。

5. 教育予算について

(教育長)

これより、「5. 教育予算について」に移ります。

「令和6年度補正予算(6月定例市議会)について」の説明を教育総務課からお願いします。

(教育総務課長)

「令和6年度補正予算(6月定例市議会)について」の説明を行います。令和6年度補正予算につきましては、6月28日に議決をいただきましたことをご報告いたします。内容につきましては、5

月の定例教育委員会にて説明を行ったとおりとなっております。9月補正予算につきましては、8月の定例教育委員会にて説明を行います。以上で説明を終わります。

(教育長)

「令和6年度補正予算(6月定例市議会)について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

その他、教育予算についてご質問等ありますでしょうか。

(神田教育長職務代理者)

別府市がすべての小・中学校の体育館に空調設備を設置しました。臼杵市として体育館に空調設備を設置する予定があるのかどうかということ、設置するにあたりどのくらい予算が必要なのか、現状で体育館に空調設備を設置することが可能かどうかということを教えていただきたいです。

(教育総務課長)

本市におきましては、現段階で体育館に空調設備を設置することは考えておりません。現在の体育館は、空調設備が設置できるような壁の整備ができていない状況であります。そのような部分を考慮すると、かなり維持管理費がかかるのではないかと考えております。別府市の体育館及び県立学校の体育館にも空調設備が完備されるという情報が入っておりますので、導入した学校を参考にしながら、維持管理費はどのくらいかかるのかということを把握していきたいと考えております。神田教育長職務代理者が言われるように、体育館に空調設備を設置する必要性を感じながらも、臼杵市の財政力等を考えると現段階での導入は難しいと考えております。議会中にも「避難場所として空調設備が必要なのではないか」という質問もありました。その際にも学校に避難する場合は、空調設備が完備している校舎の教室等に避難していただくように回答しております。将来的な適正配置等を考えながら空調設備を完備できるように検討していきたいと考えております。

(教育長)

現状の体育館の構造上、空調設備が完備できるような状況ではありませんので、そのような中で空調設備を設置した場合の維持管理費等を考えていく必要があります。その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、教育予算については終わりたいと思います。

6. その他

(教育長)

続きまして、「6. その他」に移ります。今回、事務局からの報告事項はありませんが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

7. 閉会

(教育長)

以上をもちまして、7月の定例教育委員会を閉会します。